

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月2日（水）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （17名）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （9名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 （推進委員2名）

蕪竹 敏治

永渕 久留美

#### 4. 議事日程

- 議案第74号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人  
農地係長 杉本 久美子  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第20回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。今回の議事録署名者ですが、2番の辻委員と3番の山口委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第74号6件、議案第75号5件、議案第76号1件、議案第77号15件、議案第78号1件となっています。</p> <p>それでは議案第74号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りします。次の議案第74号1番と議案第75号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	調査内容報告いたします。親子間の貸借ということで、1月29日に推進委員の榊原さん、私、申請者のお父さんの方に立会をお願いしました。子どもさんの方につきましては都合がつかず来れないということでした。申請地は、農業者年金の特定処分対象農地になっており、契約更新という事で確認をしております。
榊原推進委員	問題ないと思います。
議長	調査報告が終わりました。それでは議案第74号1番及び議案第75号1番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。議案第74号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第74号1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第75号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第75号1番は原案どおり認められました。 お諮りします。次の議案第74号2番と議案第75号2番及び3番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。  (異議なし)

議長	異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、議案第75号2番と3番の各々の譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	報告いたします。先月28日に内田推進委員と交換する農地の両所有者と4人で現地を見に行き確認をしてきました。すでに10数年前に、議案第75号2番の譲受人が田んぼの造成をするために交換はしてあって、きれいに1枚の田んぼになっております。以上です。
内田推進委員	福江委員に同じです。
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第74号2番と議案第75号2番及び3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第74号2番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第75号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第75号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。次の議案第74号3番と議案第75号4番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは議案第74号3番について、事務局の説明の前に、木村推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(木村推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>まず、議案第74号ですが、申請人のお父さんであります貸人は、すでに4年前に亡くなっておられまして、その後借人であられます息子さんに相続手続きを終わられて、今回の使用貸借権の解消をしたという内容になっております。現在の耕作状況はどうですかという事でお聞きしましたら、一部は道がないためどうしても手を入れられないという事でしたが、その他については耕作をされているという状況でありました。次の議案第</p>

	<p>75号についての所有権移転についてですが、先程の議案と同様に29日に申請者双方と、池田推進委員と私と他の案件で同行していた榊原推進委員と現地調査をいたしました。申請地では引き続き水稻をされるという事で確認をしております。以上です。</p>
池田推進委員	<p>補足はありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第74号3番及び議案第75号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第74号3番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第75号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>(木村推進委員着席)</p>
議長	<p>続きまして議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第75号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第</p>

議長	<p>3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>親子間の贈与という事で、譲渡人は譲受人である息子に所有権移転をしたいという事です。現地は昭和40年くらいにパイロット事業で拓いた土地でありまして、カミキリムシ等の被害に遭ったりもしていますが、その都度、捕植をしながら管理をされていて、そろそろ息子に譲りたいとの事でした。</p>
議長	<p>続いて、私のほうから調査報告をします。</p> <p>築推進委員に現地確認をお願いしましたが、1月29日に私の方からも譲渡人へ電話で確認をしております。議案の内容に間違いがないという事でもよろしくお祈いしますとの事です。</p> <p>それでは、調査報告が終わりましたので、議案第75号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第75号5番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第76号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第76号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	<p>1月29日に池田推進委員と申請人と行政書士と私で現地立会をしました。添付してあります地図中の〇〇と書かれているところが現在の本宅で息子さん夫婦と現在住まれています。ここを息子さん夫婦に渡すというか住まさせて、自分たちが今回の申請地に移るとい事であります。横長い土地になっておりまして、裏手の方に田をされております。少し隙間はありますが、日照量の問題など大丈夫でしょうかとお尋ねしたところ、耕作者の方からの同意書はいただいているということで、建築については支障ないかと思いますが、その田んぼへの進入口が軽トラックから農機具が入るくらいに少し狭くなっているように感じましたから、建設に際しては再度隣接耕作者等への調整をお願いしました。排水に関しましては合併浄化槽を通して、水路に流すという事でしたので問題はないかと思いますが、道を挟んだ農地等の所有者ともこういった事で水路を使いますなど近隣の友好と言いますか、話をさせていただきたいとお伝えしました。</p>
池田推進委員	補足ありません。
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第76号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第77号1番について、事務局の説明の前に、中島推</p>

	<p>進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(中島推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>1月26日に譲渡人と共に現地確認に行きました。池田推進委員とは後日一緒に行きました。譲受人は家の建て直しを検討されていたんですが、今の場所では急傾斜の指定エリアに入っているため建設できないということで地区内の他の場所で探されていました。そこで譲渡人に相談されたところ耕作もされていなかったため快く受けてくださったという事です。地区の承諾書も得られていて、排水等も水路があって問題ないかと思えます。</p>
池田推進委員	<p>堤委員の言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第77号1番について、許可相</p>

	<p>当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>(中島推進委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、議案第77号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告いたします。1月29日に行政書士と太陽光建設会社や蕪竹推進委員や他の案件担当の委員さん方と一緒に現地調査をしました。</p> <p>申請地は日当たりが良い場所でしたが、大きな石があるとのことで少し整地するのみで太陽光を設置したいとの事でした。排水については溜耕設置等をされたり特に問題点はないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第77号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第77号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>29日に現地にて私と蕪竹推進委員、行政書士と建設会社、堤委員、池田推進委員も一緒に現地を見てまわりました。農振除外の時は所有者の方に電話で確認をしましたが、今回は所有者の方にも来てもらって確認をしました。現地は元々棚田で、その後ミカン栽培をされていたみたいですが、現在はどちらも耕作されておらず、木が生い茂っている状況です。転用する企業としても信用はあると判断していいと思いますので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第77号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。次の議案第74号4番と議案第77号4番及び5番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>同じく29日に水田委員や池田推進委員、私と行政書士の方と太陽光建設会社に来ていただいて、現地確認をいたしました。昨年、農振除外の際にも確認をさせていただきました。所有者の方は耕作されていない状況で排水等問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>以前から、耕作されていなくて荒れていたもので、太陽光として管理された方がいいかと思います。防風林等切られる場合は対価を払われているそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第74号4番と議案第77号4番及び5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
榊原推進委員	<p>隣接耕作者の同意書等がありますか。</p>

堤委員	はい。全部取ってあります。
議長	ほかにご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。議案第74号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第74号4番は原案どおり認められました。 続きまして議案第77号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって4番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第77号5番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって5番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 お諮りします。次の議案第74号5番と議案第77号6番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな

	<p>っていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>これも29日に私と水田委員と池田推進委員と行政書士と太陽光建設会社と、所有者の方1名にも来てもらい確認しました。そのままの形状で太陽光を設置されるという事です。問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>特に補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第74号5番及び6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第74号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第74号5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第77号6番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって6番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。次の議案第74号6番と議案第77号7番および8番は</p>

	<p>関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>これも29日に、行政書士と建設会社と私と蕪竹推進委員などと確認をしました。</p> <p>溜枡の設置など排水対策もされて、問題はないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第74号6番と議案77号7番及び8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>その時私もいまして、傾斜がきついところが1箇所ありますが、水路に流す前に溜枡を設置してワンクッション置くという事でした。また、防草シートやコンクリート等もせず、泥のままで設置し、周りに迷惑をかけないようにしますとのことで、問題ないと私も思います。</p>
議長	<p>ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第74号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を</p>

<p>議長</p>	<p>お願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第74号6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第77号7番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって7番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号8番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって8番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>辻委員</p>	<p>1月29日に私と榊原推進委員、所有者の方、行政書士、施工業者に立会していただき、確認をしました。農地区分は2種であり造成計画はそのままという事で、雨水についても溜枡を設置というところで、農振除外時</p>

	<p>の計画からも変更ないという話でありました。土地の形が少し歪であります、その部分も側溝を作って、溜枡まで雨水を流すようにするという ことで確認しております。問題ないと判断しております。</p>
榊原推進 委員	<p>私も特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第77号9番について、ご異議 ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>素掘側溝となっているので、すぐに埋まってしまうのではないかと思 いますが。</p>
辻委員	<p>年に何回か回数は言われませんでした。除草作業等で足を運ぶという 事で、その時に埋まっているようであれば取り除くということで、口頭で はありますがそういった話をされていまして。</p>
議長	<p>ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号9番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願 いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって9番は、許可相当と認め、県 知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな っていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されま す。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小 限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては</p>

	特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	先程の報告内容と一緒にですけど、1月29日に私と榊原推進委員と行政書士に施工業者、今回所有者については都合がつかないということでしたが、現地で確認を行いました。造成計画は現状のまま、雨水は溜枡設置するという内容で、こちらも農振除外の時の内容と変わってありませんでした。溜枡についてもコンクリート等はされず、自然浸透を図るということでした。定期的な土砂上げ等はお願いしますということでお伝えしております。
榊原推進委員	補足ありません。
議長	調査報告が終わりました。それでは議案第77号10番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第77号10番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって10番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第77号11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小

議長	<p>限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>1月29日に秀島会長と施工業者と行政書士と私で現地確認を行いました。所有者の方はお仕事という事で、28日の夜に自宅を訪問しまして議案のとおり間違いないかという事を確認しております。排水は集水桝を通して、最終的に川に行くようになっております。下の方でみかんを耕作されている方がいらっしゃいますが、その方とも覚書を交わされているようです。</p>
議長	<p>先程言われたように、下の畑に水が流れないような対策を取るという事で、土砂等集水桝にたまった場合は定期的に取り、また、下の畑に被害があった場合は対応するという事で耕作の方と約束されているとの事です。</p> <p>それでは議案第77号11番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号11番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって11番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号12番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小</p>

	<p>限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>これも29日に、水田委員、池田推進委員、私、行政書士に建設会社、申請者の方に来ていただきました。 現地等確認しましたが、問題ないと判断しました。</p>
池田推進委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第77号12番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第77号12番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって12番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第77号13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
堤委員	これも29日に同じメンバーで現地調査に行きました。所有者の方は遠方にいらっしゃるのので現地までは来られませんでしたけど。排水等については、問題ないと思います。以上です。
池田推進委員	補足ありません。
議長	調査報告が終わりました。それでは議案第77号13番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第77号13番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって13番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第77号14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。

<p>辻委員</p>	<p>先程からありましたように昨年の9月の総会で農振除外の承認を受けた案件で、確認事項等は変わらない事でございます。農地区分は2種であり、造成計画は現状のまま、被害防止として防護柵設置し、雨水については溜枡を設置するという事で、去る29日に立会者、榊原推進委員、私、それと所有者である〇〇さんご夫婦、それと所有者〇〇さん、相手方である行政書士、施工業者と確認をいたしました。溜枡の位置等の変更はありますかという事でお尋ねをしましたがけれども、無いというところと、ここは山手の方であって雑木が生えたような場所で、それを切っていただいて太陽光にさせていただくという、見方を変えれば整備をしていただけるという状況になるかと思えます。それと、日影が差すことについては、隣接地の方の許可も得て切りますよという話であります。問題ないと思えます。</p>
<p>榊原推進委員</p>	<p>問題ないと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第77号14番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号14番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって14番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第77号15番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては</p>

	<p>特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>これも29日に同じメンバーで調査に行きました。地上権設定者が個人名となっていますが、この方は先ほどから出ている議案の太陽光設置業者の社員の方との事です。排水等については問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>特に補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第77号15番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第77号15番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって15番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第78号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第78号1番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	1月30日に私と池田推進委員と借り手の方のお父さんと、貸し手の方は施設に入所されているという事で、3人で現地確認をいたしました。現地は玉ねぎがもう大きくなっていて収穫が楽しみだなという状態でした。期間が1年ということでどうしてですかとお尋ねしたんですが、口約束でずっと作っていたけど、貸し手の方から農業委員会を通した契約をしたいという申し出があって今回提出はしましたと。しかし、高齢となってきたので、今回収穫したら返そうと思っているということで1年で契約をしましたとの事です。
池田推進委員	山口委員さんから連絡をもらいまして、貸し手の方のお家をお尋ねしましたが、当日は立ち合いできないのでお任せしますとの事です。契約は1年で来年の2月までとなっていますが、収穫したらそれで終わりますという事です。
議長	調査報告が終わりました。それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第78号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第2

	<p>0回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>
--	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 2 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 辻 和 久

議事録署名者 山 口 秀 行